

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

平成27年度介護報酬改定関連通知等の

正誤について（追加）

計7枚（本紙を除く）

Vol.492

平成27年7月21日

厚生労働省老健局

介護保険計画課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 2166、3983、3987、2174、3942)

FAX: 03-3595-7894

老介発0721第1号
老振発0721第1号
老老発0721第1号
平成27年7月21日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（公印省略）
振興課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

平成27年度介護報酬改定関連通知等の正誤について（追加）

平成27年3月27日付けで通知した「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成27年3月27日老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号）のうち、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正等を別紙のとおり追加修正することとするので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

(別紙)

平成27年3月27日付け指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正からの訂正箇所

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
○ 介護報酬の算定構造				
1	2 介護保健施設サービス	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。	同	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
2	9 介護予防短期入所療養介護費	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。	同	※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。
○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表				
3	別紙13-3	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ② 医療処置の実施状況 ② 前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注2） ③ 前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注2・3） ④ 前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注2・4）	同	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ② 医療処置の実施状況 ② 前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注2・3） ③ 前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注2・4） ④ 前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注2・5）
4	別紙13-3	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ③ ターミナルケアの実施状況 ③ ①に占める②の割合（注5）	同	4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容 ③ ターミナルケアの実施状況 ③ ①に占める②の割合（注6）
5	別紙13-3	注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、いずれかひとつについてのみ含めること。	同	注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
6	別紙13-3		同	注3：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であって、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されているものを含む。
7	別紙13-3	注3：過去1年間に経管栄養が実施されていた者であって、経口維持加算を算定されているものを含む。	同	注4：過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であって、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものを含む。
8	別紙13-3	注4：自ら実施する者は除く。 注5：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。	同	注5：自ら実施する者は除く。 注6：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。
9	別紙20	サービスの種類 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定額)	同	サービスの種類 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定額) を削除
10	別紙20		同	サービスの種類 その他サービス(配食/定率) その他サービス(見守り/定率) その他サービス(その他/定率) を追加
○ 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用				
11	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 月途中の事由 終了 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	同	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 月途中の事由 終了 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
○ インタフェース仕様書 [保険者編] _新旧対照表				
12	—		No.650	項番3 ＜内容＞ 請求対象となる領収書記載年月 (西暦年月 (YYYYMM)) を設定する。 を追記
13	—		No.653	項番9 ＜内容＞ 請求対象となる住宅着工年月日 (西暦年月日 (YYYYMMDD)) を設定する を追記
14	No.650～920		No.651～922	No. 12、13 の追加に伴いNo.を修正
○ インタフェース仕様書解説書 [保険者編] _新旧対照表				
15	No.20	異動区分コード2： 異動事由03： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由03： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
16	No.22	異動区分コード2： 異動事由99： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード2： 異動事由99： ＜要介護状態区分コード＞ 要支援 経過的要介護 ＜設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間＞ 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
17	No.25	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
18	No.27	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）
○ インタフェース仕様書 [保険者編②]				
19	P335	項番3 〈内容〉 請求対象となるサービス提供年 月（西暦年月（YYYYMM））を設定 する。	同	項番3 〈内容〉 請求対象となる領収書記載年月 （西暦年月（YYYYMM））を設定す る。
20	P335	項番9 〈内容〉 請求対象となるサービス実施年 月日（西暦年月日（YYYYMMDD）） を設定する	同	項番9 〈内容〉 請求対象となる住宅着工年月日 （西暦年月日（YYYYMMDD））を設 定する
○ インタフェース仕様書解説書 [保険者編]				

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
21	P2-1	<p>異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）</p>	同	<p>異動区分コード2： 異動事由03： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</p>
22	P2-1	<p>異動区分コード2： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）</p>	同	<p>異動区分コード2： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</p>
23	P2-1	<p>異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）</p>	同	<p>異動区分コード3： 異動事由02： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）</p>

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
24	P2-1	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月未 満～12ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2） 平成27年4月以降は3ヶ月未 満～24ヶ月（+1ヶ月※1、 ※2）	同	異動区分コード3： 異動事由99： 〈要介護状態区分コード〉 要支援 経過的要介護 〈設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間〉 平成27年3月以前は3ヶ月～ 12ヶ月（+1ヶ月※1、※2） 平成27年4月以降は3ヶ月～ 24ヶ月（+1ヶ月※1、※2）

平成27年3月27日指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正からの訂正箇所

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
25	P93 改正案	(11) 準用 居宅基準第140条の13の規定により、第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条及び第140条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の八の3の(1)、(2)、(5)、(8)から(10)まで、(12)、(14)及び(15)を参照されたい。	同	(11) 準用 居宅基準第140条の13の規定により、第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条及び第140条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の八の3の(1)、(2)、(5)、(8)から(10)まで、(12)、(15)及び(16)を参照されたい。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
26	P5	4 結果の公表について （1）運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければならない。 なお、3に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者については別紙1を、指定小規模多機能型居宅介護看護事業者については別紙2-2及び別紙2-4を、	同	4 結果の公表について （1）運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければならない。 なお、3に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については別紙1を、指定小規模多機能型居宅介護事業者については別紙2-2及び別紙2-4を、